

おがわまち 小川町

だい じ しょうがいしゃけいかく 第5次障害者計画・

だい き しょうがいふくしけいかく だい き しょうがいじふくしけいかく 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

がいようばん 【概要版】

れいわ ねん がつ
令和6(2024)年3月

1 計画策定にあたって

○ 計画の目的と趣旨

障害のある人及び障害のある児童が、一人の町民として住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためのまちづくりを実現していくことが求められています。

これまで本町においては、国・県等の動向及び障害者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策をより一層推進し、障害者福祉の向上と地域のノーマライゼーションの実現を図るため、「小川町第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 おがわノーマライゼーション2021」を令和3(2021)年3月に策定し、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

これらの計画期間が満了することから、「小川町第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 おがわノーマライゼーション2024」として策定するものです。

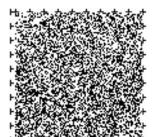
○ 計画の構成と期間

障害者施策の基本的な計画「障害者計画」の対象期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間であり、中間見直しを行うこととします。

また、「第7期障害福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」の対象期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

■ 計画の構成と期間

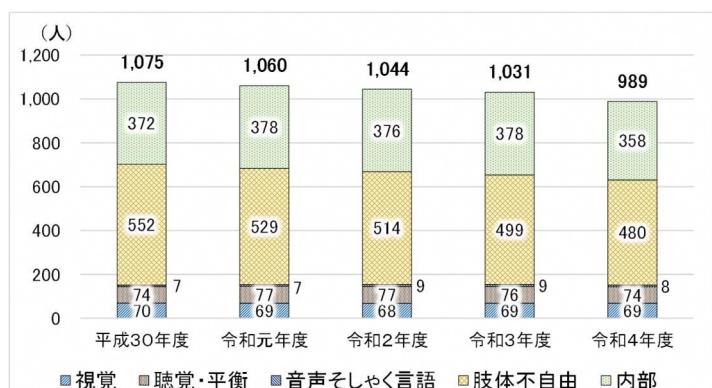
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
しょうがいしゃけいかく 障害者計画	だい じ しょうがいしゃけいかく 第4次障害者計画						だい じ しょうがいしゃけいかく 第5次障害者計画					
しょうがいふくしけいかく 障害福祉計画	だい き しょうがいふくしけいかく 第5期障害福祉計画		だい き しょうがいふくしけいかく 第6期障害福祉計画		だい き しょうがいふくしけいかく 第7期障害福祉計画		だい き しょうがいふくしけいかく 第8期障害福祉計画					
しょうがいじふくしけいかく 障害児福祉計画	だい き しょうがいじふくしけいかく 第1期障害児福祉計画		だい き しょうがいじふくしけいかく 第2期障害児福祉計画		だい き しょうがいじふくしけいかく 第3期障害児福祉計画		だい き しょうがいじふくしけいかく 第4期障害児福祉計画					



2 手帳所持者数など障害のある人の状況

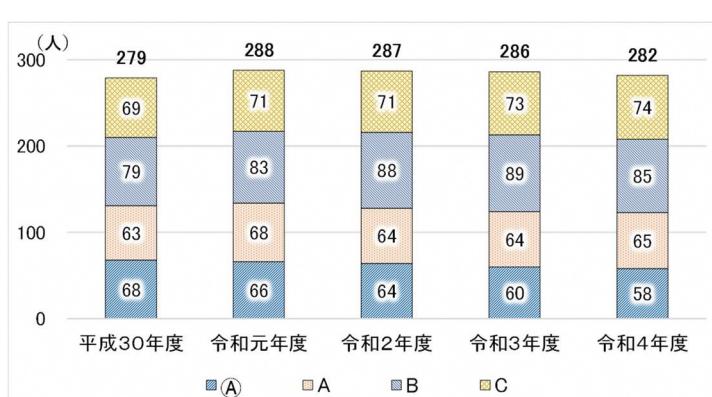
■身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、近年、減少傾向で推移しています。障害の種類別にみると、各年度ともに肢体不自由や内部障害で手帳所持者数が多くなっています。



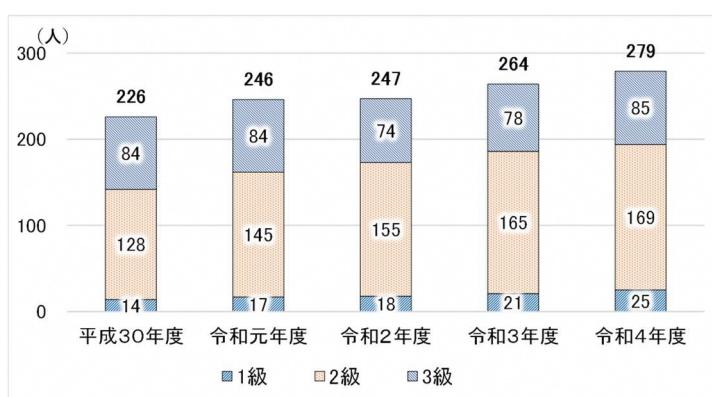
■療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、横ばい傾向で推移しています。障害の程度別にみると、中度Bが多くなっています。



■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

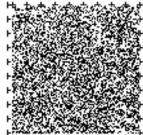
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、増加傾向となっています。程度別にみると2級の手帳所持者数が多くなっています。



■指定難病等医療給付受給者、小児慢性特定疾患医療受給者数の推移

難病患者に対する医療費の給付制度の受給者数は、220～240人前後で推移しています。対象となる疾病は制度変更により、令和6(2024)年4月から369疾病が対象となります。

小児慢性特定疾患医療受給者数は、やや減少傾向で推移しています。



資料：各年度3月31日現在

3 計画の基本的な考え方

○ 計画の基本理念と目標像

【基本理念】

障害者基本法では、障害者は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）」その他の心身の障害がある者」と定義しています。また、同法には「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念」が明記されています。

本計画は、この基本理念や障害者への定義を強く認識し、障害の有無にかかわらず、すべての町民が個人として尊重される地域社会づくりを目指し策定するものです。

【目標像】

～すべての町民が、障害の有無にかかわらず、
地域社会の中で安心していきいきと暮らせる町をめざして～

○ 計画の基本目標

「基本理念」を実現するための基本目標は、次の6つとなります。

基本目標Ⅰ 障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（権利擁護、福祉のまちづくりの推進）

基本目標Ⅱ 障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう（自立支援と相談の充実）

基本目標Ⅲ 障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう（保健・医療の充実）

基本目標Ⅳ 障害のある人がそのらしく生きられる地域をつくろう（住まいの場・日中活動の場の確保）

基本目標Ⅴ 障害や障害のある人のことを深く理解しよう（町民の理解と交流の促進）

基本目標Ⅵ 障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう（保育、教育、就労、社会参加の促進）



4 障害者基本計画

きほんもくひょう I しょうかい ひと あんしん く けんりょうこ ふくし すいしん
基本目標 I 障害のある人が安心して暮らせるまちをつくろう（権利擁護、福祉のまちづくりの推進）

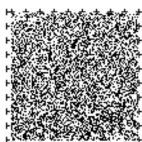
(1) 差別の解消及び権利擁護体制の推進	1差別の解消の推進 2権利擁護・意思決定支援の推進 3人権の啓発
(2) 障害者虐待防止体制の構築	4障害者の虐待防止
(3) 移動支援の充実	5移動支援事業の推進 6移動支援サービスの充実 7自動車運転免許取得費・改造費助成事業の推進
(4) 道路・公共施設等の利便性の向上	8公共交通等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化的推進 9障害者優先駐車場の整備 10歩道等の整備 11誘導プロック等の整備 12道路不法占拠対策の強化
(5) 防災・防犯体制の確立	13避難行動要支援者対策の確立 14災害時の情報提供の充実 15障害者等に対応する避難所の確保 16防犯のまちづくりの推進 17緊急連絡通報システムの整備

きほんもくひょう II しょうかい ひと じりつ しえん じりつしえん そうだん じゅうじつ
基本目標 II 障害のある人の自立を支援するしくみをつくろう（自立支援と相談の充実）

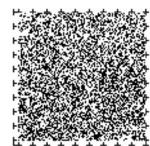
(1) 情報提供体制の充実による意思決定支援の推進	18障害者福祉のしおりの配付 19広報紙等の音声版の貸出 20ICTの利用促進
(2) 相談体制と支援拠点の充実	21相談支援体制の整備・専門的な相談員の確保 22相談員研修会の実施 23ピアカウンセリング等の推進 24地域生活支援拠点の整備 25ヤングケアラー等家族支援の充実

きほんもくひょう III しょうかい ひと けんこう まち しょうかい げんいん しつべい よぼう ほけん いりょう じゅうじつ
基本目標 III 障害のある人の健康を守り障害の原因となる疾病を予防しよう（保健・医療の充実）

(1) 健康づくりの推進	26健康づくりの推進
(2) 障害の原因となる疾病的予防と早期発見・早期対応	27健（検）診事業の充実
(3) 相談・訪問指導の充実	28健康相談・訪問指導の実施
(4) 精神保健福祉対策の充実	29精神保健福祉事業の推進
(5) 障害者医療等の充実	30障害者医療体制の充実・利用の促進 31医療給付制度の周知の促進



基本目標Ⅳ 障害のある人がそのらしく生きられる地域をつくろう
 (住まいの場・日中活動の場の確保)



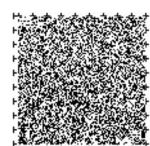
(1) 在宅生活への支援の充実	32訪問系サービスの充実 33日常生活支援サービスの推進 34ショートステイ(短期入所)の充実
(2) 日中活動及び活動の場の確保と充実	35日中活動系サービスの推進 37総合福祉センターの活用
(3) 住まいの場の整備の推進	39住宅改造助成制度の充実 41町営住宅の整備 42共同生活援助(グループホーム)の利用支援 43生活ホームからの共同生活援助への移行促進 44施設入所の充実
(4) 補装具・日常生活用具の利用促進	45福祉機器情報の提供 47補装具費及び日常生活用具の給付事業の充実
(5) 難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等の支援	48難病患者の生活支援等の充実 49発達障害や高次脳機能障害等に対する相談体制の充実
(6) 福祉を支える人材の確保・育成	50障害福祉を支える人材の確保・育成

基本目標Ⅴ 障害や障害のある人のことを深く理解しよう(町民の理解と交流の促進)

(1) 理解促進・福祉教育の推進	51広報紙等によるPR活動 52学校教育における福祉教育の充実 53福祉学習機会の充実
(2) 交流活動・自発的活動の推進	54地域交流事業と自発的活動 55交流事業の参加環境の改善
(3) ボランティア活動の促進	56ボランティアセンターの充実 57障害者に対応したボランティアの育成

基本目標VI 障害のある人が社会で活躍する場をひろげよう(保育、教育、就労、社会参加の促進)

(1) 障害児支援の推進	58医療的ケア児支援の充実 60児童通所支援事業 62教育相談・就学支援の充実(特別支援教育の推進) 63特別支援学級の充実 65交流教育の充実
(2) コミュニケーション手段の充実	67情報通信機器の設置等 68手話通訳者・要約筆記者の派遣
(3) 働く場の拡充及び就労継続の支援	69公的機関における障害者雇用の拡大 70就労促進策の推進 71福祉的就労の推進
(4) 学習、文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進	72障害者の習い事の提供 74文化・芸術活動の促進 75障害者スポーツ大会への参加支援 76スポーツを通じた地域住民との交流 77自主活動への支援



5 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本的的理念

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第87条第1項の規定に基づき国が定める「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に基づき、町及び県が作成するものです。

基本指針では、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するため、以下の7つを基本的理念としています。

【基本指針における基本的理念】

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組定着

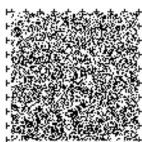
2 提供体制の確保に係る目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
令和4（2022）年度末の施設 入所者数	45人	令和5（2023）年3月31日の施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	3人 (6.7 %)	令和8（2026）年度末までに施設入所からグループホーム、一般家庭等の地域生活へ移行する者の数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

比企地域自立支援協議会の専門部会に病院、訪問看護ステーション等で精神科医療に携わる関係者による協議の場を設置し、精神障害者が地域で安心した生活ができる仕組みづくりの構築のための協議をしていきます。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	あり 有	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等の数(箇域)
運用状況の検証・検討実施回数	1回/年	支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	あり 有	地域の関係機関が連携した支援体制の整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	【基準値】令和3年度末の実績	【目標値】令和8年度
福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加	4人	8人(1.28倍以上)

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置数	1か所	令和8(2026)年度末まで
障害児の地域社会への参加・包摶(インクルージョン)を推進する体制の構築	あり 有	令和8(2026)年度末まで
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	令和8(2026)年度末まで
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0か所	令和8(2026)年度末まで
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	あり 有	令和8(2026)年度末まで
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	あり 有	令和8(2026)年度末まで

(6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置	あり 有	令和8(2026)年度末まで
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	あり 有	令和8(2026)年度末まで

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

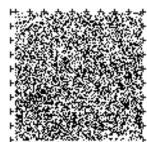
項目	数値	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	あり 有	令和8(2026)年度末まで

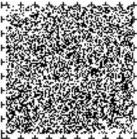
小川町第5次障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 概要版

令和6(2024)ねん 3月 がつ

発行: 小川町 編集: 健康福祉課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塙55番地





3 障害福祉・障害児福祉サービス

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績をふまえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間を第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間として各サービスを推進します。

サービス名	詳細サービス名	サービス名	詳細サービス名	
①訪問系 サービス	・居宅介護	⑦発達 障害者等 に対する 支援	・ペアレントトレーニングやペアレント プログラム等の支援プログラム等の 受講者数及び実施者数	
	・重度訪問介護		・ペアレントメンターの人数	
	・同行援護		・ピアサポート活動への参加人数	
	・行動援護		・保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の開催回数	
	・重度障害者等包括支援		・保健、医療及び福祉関係者による協議 の場への関係者の参加者数	
	・生活介護		・保健、医療及び福祉関係者による協議 の場における目標設定及び評価の 実施回数	
	・自立訓練（機能訓練）		・精神障害 にも対応 した地域 包括ケア システム の構築	・精神障害者の地域移行支援
	・自立訓練（生活訓練）		・精神障害者の地域定着支援	
	・就労選択支援【新設】		・精神障害者の共同生活援助	
	・就労移行支援		・精神障害者の自立生活援助	
②日中活動 系サービス	・就労継続支援A型（雇用型）		・精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】	
	・就労継続支援B型（非雇用型）	⑨相談支援 体制の 充実 ・強化等	・基幹相談支援センターの設置数【新設】	
	・就労定着支援		・基幹相談支援センターによる相談支援 事業所に対する指導・助言件数	
	・療養介護		・基幹相談支援センターによる人材育成 の支援件数	
	・短期入所（福祉型・医療型）		・基幹相談支援センターによる連携強化 の取組の実施回数	
	・自立生活援助		・基幹相談支援センターによる個別事例 の検討回数	
	・共同生活援助		・基幹相談支援センターにおける主任 相談支援専門員の配置数	
	・施設入所支援		・協議会における個別事例を通じた地 域のサービス基盤の開発・改善【新設】	
	・地域生活支援拠点等の設置個所数		⑩障害福祉 サービスの 質向上さ せるための 取り組み 取組	・県が実施する研修への参加人数
	・地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数		・障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果を共有する体制	
④地域生活 支援の 充実	・地域生活支援拠点等における機能 の検証及び検討の実施回数		・障害者自立支援審査支払等システムに よる審査結果の共有の実施回数	
	・計画相談支援	⑩障害福祉 サービスの 質向上さ せるための 取り組み 取組		
	・地域移行支援			
	・地域定着支援			
	・児童発達支援			
	・放課後等ティーサービス			
	・保育所等訪問支援			
	・居宅訪問型児童発達支援			
	・障害児相談支援			
	・医療的ケア児等に対する関連分野 の支援を調整するコーディネーター の配置人数【新設】			

